

# 船舶衛生管理者再講習 受講者の注意事項

(令和5年度下期 船舶衛生管理者登録再講習)

一般社団法人 外航船員医療事業団

令和5年度下期10月船舶衛生管理者再講習受講にあたり、下記の注意事項に  
関しまして遵守されますよう、お願い致します。

## 記

1. 病院内においては、病院長及び講師・職員の指示に従って品行を慎み、規律を守って行動してください。また指示された新型コロナウイルス感染症 感染防止対策を遵守してください。(病院内用マスクの持参必要有り。)
2. 服装は常に清潔に保つよう注意してください。
3. 指示された場所以外に、みだりに立ち入らないようにしてください。
4. 病院関係者、患者、その他に迷惑をかけないように注意ください。
5. 講習のための登院、昼休み時間、休憩、退院時刻等は、病院長・講師および職員の指示に必ず従ってください。
6. 病気、緊急止むを得ぬ事由で講習を欠席・遅刻・早退する場合は、予め病院側に届け出るとともに、所属の会社担当者にも承認を得てください。
7. 当講習終了者には、修了証書を交付します。  
但し、再講習の修了判定が合格基準に満たない場合、欠席日数が多い場合、規律を守れない場合には、修了証書を交付しないことがあります。
8. 医療機器、器具等の取扱は、病院長・講師及び職員の指示を遵守ください。
9. 講習期間中の飲食はなるべく大阪府感染防止認証店の利用願います。
10. 受講中は、受講生の体調、その他の健康状態を確認して、体調等が良くない場合は、受講をお断りいたします。
11. 講習期間中、病院長・講師及び事務職員からの指示事項を遵守しない、又は他の受講者に危害を及ぼす等のおそれがあると判断される場合、受講をお断りいたします。

以上